

兵ト発第 48 号

公告第 586 号

## 公 告

兵庫トヨタ自動車健康保険組合の調整保険料率を 1000 分の 1.17 から 1000 分の 1.19 に  
変更し、令和 5 年 3 月 1 日から施行する。但し、内訳は以下の表の通りである。

変更前

区分		一般保険料率	調整保険料率	合計
負担割合	事業主	51.675/1,000	0.585/1,000	52.260/1,000
	被保険者	47.155/1,000	0.585/1,000	47.740/1,000
	合計	98.830/1,000	1.170/1,000	100.000/1,000
実施年月日		令和 4 年 3 月 1 日		

変更後

区分		一般保険料率	調整保険料率	合計
負担割合	事業主	51.665/1,000	0.595/1,000	52.260/1,000
	被保険者	47.145/1,000	0.595/1,000	47.740/1,000
	合計	98.810/1,000	1.190/1,000	100.000/1,000
実施年月日		令和 5 年 3 月 1 日		

令和 5 年 2 月 18 日

兵庫トヨタ自動車健康保険組合  
理事長 瀧川高章